

# アシスト

発行:JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れ  
プラットフォーム)相談窓口「アシスト」  
電話 : 050-3196-5169



Japan Platform for Migrant Workers  
towards Responsible and Inclusive Society

H P : <https://jp-mirai.org/jp/>

## 今月のニュース

### 世界人権デーを機に人権問題を考えましょう

「世界人権宣言」が国連総会において採択された1948年12月10日を記念し、12月10日は「人権デー (Human Rights Day)」と定められています。また、こうしたことから、12月は、各省庁・各自治体において人権に関する啓発活動が行われています。特に、法務省は今年の人権週間において「『誰か』のことじゃない」という標語の下での積極的な取り組みを行っています。

#### ■「人権」問題に気づきを与える動画資料

まず、同省のホームページに、「『誰か』のことじゃない」をテーマにした9本のわかりやすいショートストーリーを動画で作成・掲載されています。  
(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html>)

第74回人権週間のポスター



動画では、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、感染症患者や外国人に対する偏見や差別など、身の回りに生じながら見過ごしがちな問題についてわかりやすく問題提起がされており、知らず知らずのうちに「人権とは何か」を深く考えることができるようになっています。

#### ■企業における人権尊重

また、同省のホームページでは、企業と人権の関係についても取り上げられています。

パンフレット『企業と人権』では、下表のような企業内で問題となることの多い人権課題を取り上げ、対応方法を紹介しています。

(<https://www.moj.go.jp/content/001256954.pdf>)

パンフレット『企業と人権』

- ・企業と人権の関わり
- ・パワーハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント
- ・その他の主なハラスメント
- ・LGBTに対する差別・偏見
- ・障害のある人に対する差別・偏見
- ・外国人に対する差別・偏見
- ・えせ同和行為

また、「ビジネスと人権」についても取り上げられ、令和4年9月作成された日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」も紹介されています。

([https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00090.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00090.html))

## 今月の寄稿「留学生の就職支援の今」 (株)ソーシャライズ代表取締役社長

中村 拓海さん

コロナ後のグローバル社会を見据えると、留学生が日本の企業に就職し、活躍してくれることが期待されます。留学生を受け入れ、活かすにはどうしたらいいか？東京外国語大学、横浜国立大学などで留学生キャリアアドバイザーを務め、(株)ソーシャライズ代表として企業の外国人受け入れのコンサルティングもされている中村拓海さんに寄稿していただきました。

### ■留学生の就職を阻む5つの壁

日本に興味をもち、この国と世界をつなぐ立役者である留学生。そんな彼らが日本で仕事を探すとき、日本語、時間、就職活動の情報、お金、在留資格という5つの壁にぶつかります。留学生の就職支援においては、いかにこれら5つの壁を乗り越えられるかが鍵となります。

### ■留学生の就職支援の特徴と課題

留学生の就職支援について語る時、その多様な属性に注意を払う必要があります。まず、日本語で学ぶ留学生と英語で学ぶ留学生では、ほとんどの企業で求められる日本語力に大きな差があります。日本語で学ぶ留学生の中でも、4年間じっくり学ぶ学部生と2年程で修了する大学院生とでは習熟度に差が出ますし、専門学校に通う留学生は卒業時点で JLPT N3 レベルの人も珍しくありません。交換留学生は高い日本語力をもっていたとしても母国と日本の卒業時期のずれにより就職活動ができないケースも多々ありますし、日本語学校に通う留学生は学内で就職支援をあまり受けられないのが現状です。こういった所属機関・課程ごとの違いに加えて、個々の希望や制約が関わっ

てくるので、統一的なマニュアルや指導が効果を発揮しづらいという課題があります。

また、留学生の就職支援においては、高度かつ幅広い専門知識が求められる点も課題の一つとして挙げられます。例えば、在留資格の問題は全ての働く外国人にかかわっていますし、雇用や労働に関する各種法令、社会保険制度に関する質問も数多く寄せられます。このような複雑な事柄について一般的な回答をするだけでなく、ある程度は留学生一人一人の状況に合わせてアドバイスすることが求められますが、それだけの知識と経験を蓄えることは容易ではありません。

留学生の実態把握、支援者の専門的知識の他に、支援体制面の課題もあります。それは、熱意をもって留学生の就職支援に取り組んできた人たちの経験が組織として共有・承継されづらいという問題です。留学生は学校全体で見ると割合的に小さいことが多いので、どうしても予算や人員の割り当てが少なくなりがちです。結果、成功事例ができて翌年以降続かなかったり、優れたアイデアはあっても実践されていなくなったりします。

### ■日本の未来と世界の未来をつなぐ留学生

留学生の就職支援は、まだ多くの課題が残っているものの、着実に前進しています。事実、新型コロナウイルス感染症の発生前までは、あらゆる教育課程において留学生の就職率は一貫して増加していました。日本で働くというさらなる挑戦をする留学生、そんな彼らを頼もしい仲間として迎える企業は年々増えており、多文化共生社会に向けた動きが加速しています。そのような時代において、日本の未来に世界の未来を重ね合わせ、ともに発展していくことはますます重要になってきます。その進むべき道を、留学生は指し示してくれているのです。



## 今月の最前線

### 東京外国人雇用サービスセンターはどこなところですか？

今月は、「東京外国人雇用サービスセンター」を訪問してきました。

同センターは、厚生労働省が運営する外国人に関わる職業紹介・職業相談の専門施設で、東京・四谷にある政府の窓口を集めたFRESC（外国人在留支援センター）内にあります。

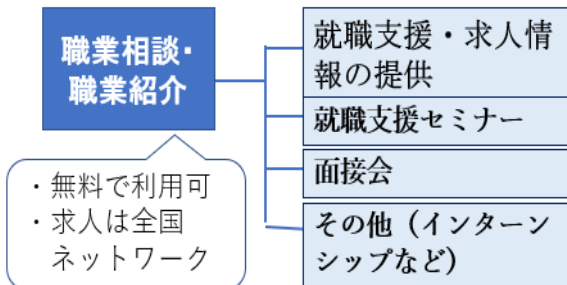


FRESCの外観

#### Q1 センターはどこなところですか？

東京外国人雇用サービスセンターは、外国人材のうち高度外国人材（専門・技術的分野、留学生の方）を対象とする就職支援施設です。

#### 東京外国人雇用サービスセンターの概要



なお、東京都内には、外国人の就職支援を行う国の機関として、新宿外国人雇用支援・指導センターがあります。また、外国人の方が一般のハローワークを利用することも可能です。

#### 参考：東京都内の外国人の就職支援機関

	①東京外国人雇用サービスセンター	②新宿外国人雇用支援・指導センター	③ハローワーク
対象者	高度外国人材（専門・技術的分野、留学生）対象	永住者、定住者、日本人の配偶者等、留学生のアルバイト等対象	在留資格にかかわらず利用可能

#### Q2 利用者の状況は？

2021年度に当センターを利用（新規登録）された方は、6,284人です。専門・技術的分野の方が40.9%、留学生が47.1%、同既卒者（特定活動）が12.0%となっています。

国籍別には、中国24.9%、ベトナム21.2%、ネパール14.0%等となっています。

#### Q3 どんな就職支援を行っていますか？

##### (1) 就職支援・求人情報の提供

新たに就職活動を始める方や転職活動を行う方に対して、職業相談、求人情報の提供、応募書類の書き方、面接指導を行います。求人は全国ネットワークによるハローワークのすべての求人が対象です。外国人材については多くのフリーワード（キーワード）検索が可能となるよう作成されており、例えば日本語レベルや従事する職種のキーワードなどで検索しやすくなっています。

相談員はキャリアカウンセラー等の資格を持つ就職支援ナビゲーターが担当します。また、在留資格のことについては詳しい知識を有する外国人雇用管理アドバイザーに相談することが可能です。

##### (2) 就職支援セミナー

就職支援セミナーは、「就活ビギナー応援セミナー」と「就活ステップアップセミナー」の2タイプがあり、計5コースを毎月開催しています。

「就活ビギナー応援セミナー」は、次表のように3コースの内容があり、就職活動の基礎を学ぶものとなっています。

「就活ステップアップセミナー」は、志望動機セミナー、面接実践セミナーの2コースがあります。応募書類の作成がネックになっている方、面接が苦手だという方等がありますが、それぞれの隘路になっているところを強力にサポートします。

日本の就職活動では、新卒一括採用という日本特有のシステムの下、自己分析によるエントリーシートの作成、就職1年以上前からの計画的な就

職活動といった外国人にはわかりにくい活動が必要になりますが、就職支援セミナーはこうした日本の就職活動の基礎から実践的内容まで学ぶことができ、受講ニーズは高いものとなっています。

#### 就活ビギナー応援セミナーの開催内容

◆就職活動スタートセミナー 日本での就職活動の仕方、仕事の選び方について知っていますか？働くためのビザの基本ルール等を学びましょう
◆履歴書と自己PRの書き方セミナー 会社へ送る履歴書、自己PRをきちんと書けるようにしましょう。
◆ビギナー面接セミナー 就職の面接で好印象を与える「言葉の使い方」や「マナー」について考えましょう。

### (3) 面接会

面接会には「合同就職面接会」と「ミニ面接会」の2種類があります。

「合同就職面接会」は、留学生に広く就職活動の機会を提供することを目的に定期的に開催しているものです。2022年度は、①6月に企業42社・留学生369人、②10月に37社・258人の参加により実施しました。さらに、③1月にも、36社(予定)の参加を得て実施することとしています。

これに対し、「ミニ面接会」は、企業が自社にマッチした外国人採用を行う機会を提供することを目的とするもので、ほぼ毎週実施しています。“1回1社限定”とし、参加企業には聴き取りと事業所訪問により求める人材像を明確にさせていただき支援を行ったうえで、登録者の中からマッチした人材を紹介することにしています。

### (4) インターンシップの実施

インターンシップは、外国人が日本で働くということを理解するために重要な機会となりますので、次のように実施しています。

まず、エントリーした企業には高度外国人材にふさわしいインターンシップの計画(5日間)を作成していただき、これに大学1~3年生、短大1年

生、大学院1年生の中から参加者を募って実施しています。

また、実施後には、企業側からの事業評価、参加者側からの振り返りをさせていただき、双方の就職に対する考え方や課題を共有し、フィードバックできるようにしています。

### (5) 大学等に対する支援

大学・専門学校は、学校によって外国人留学生の就職支援に様々な事情・ニーズを抱えています。そこで、東京都と埼玉、千葉、神奈川の3県の大学・専門学校(約200校)を対象に、それぞれのニーズに対応した「出張相談」や「就職ガイダンス」等を計画・立案し、当センターの就職支援ナビゲーターが各学校に出向いて支援をしています。

### (6) 企業に対する雇用管理に関する相談等

以上の就職支援に付帯して、外国人の採用手続・雇用管理(在留資格の変更、入社後の雇用管理など)について相談・援助を求められた場合には各企業に合わせた助言・指導を行っています。

### Q4 外国人のささえ手へのメッセージ

当センターは、数多くの就職支援を行っていますが、企業の中には、採用時点で、かなり高い日本語でのコミュニケーション能力を求めたり、日本人採用と同じように日本語で適性試験や筆記試験等を課す企業が少なくありません。他方で、外国人材は自身のキャリアパスを明確に持ち、能力を磨き、活躍する機会を待っています。

経済活動のグローバル化は着実に進展しています。優れた外国人材を確保していくために、企業は留学生の多様な才能や個性を業務に発揮してもらえよう、自社の採用目的を明確にして採用活動に取り組んでいくことが必要な時代になっています。当センターは、こうした取組みに対して、積極的に協力・応援をしていきたいと考えています。

